



平成 21 年 6 月 16 日

各 位

会社名 株式会社三越伊勢丹ホールディングス
代表者名 代表取締役会長兼最高経営責任者
武藤 信一
(コード番号 3099 東証第 1 部)
問合せ先 管理本部総務部コーポレートコミュニケーショングループ 長
鈴木 康弘
Tel.03-5843-5115

会社名 株式会社岩田屋
代表者名 代表取締役社長執行役員
速水 俊夫
(コード番号 8246 福証)
問合せ先 取締役常務執行役員 経営企画部長
栗山 次郎
Tel.092-721-1111

株式会社伊勢丹との吸収分割契約締結並びに 株式交換契約締結による株式会社岩田屋の完全子会社化に関するお知らせ

株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「三越伊勢丹HDS」という。）と株式会社岩田屋（以下「岩田屋」という。）は、本日開催の両社取締役会において、それぞれ平成 21 年 10 月 15 日を効力発生日（予定）とし、三越伊勢丹HDSを完全親会社、岩田屋を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することを決定し、本日、両社の間で株式交換契約書を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、三越伊勢丹HDSの完全子会社である株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」という。）は、既に岩田屋の発行済株式（以下「岩田屋株式」という。）のうち 51.58%を保有しておりますが、三越伊勢丹HDSと伊勢丹は、同じく本日開催の両社取締役会において、それぞれ本株式交換に先立つ平成 21 年 10 月 1 日を効力発生日（予定）として、岩田屋に係る経営管理及び営業支援業務（以下「本件事業」という。）を、三越伊勢丹HDSに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うことを決定し、本日、両社の間で吸収分割契約書を締結いたしましたので、併せてお知らせいたします。

このように本吸収分割と本株式交換を実施することによって、三越伊勢丹HDSは岩田屋株式を 100%保有することになり、岩田屋は三越伊勢丹HDSの完全子会社となります。

なお、本吸収分割は、三越伊勢丹HDSが完全子会社である伊勢丹から本件事業を承継する簡易吸収分割であることから、本吸収分割に係る開示については、開示事項・内容を一部省略して記載しています。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、岩田屋は福岡証券取引所において上場廃止となる見込みです。

記

I. 吸収分割及び株式交換による完全子会社化の目的

(1) 完全子会社化の目的

現在、三越伊勢丹HDS及び岩田屋が事業展開しております百貨店業界におきましては、同業・他業種との競争が激化するとともに、消費マインドの急激な冷え込みなどから、消費者の生活防衛意識・節約傾向が一層高まっていることもあり、業界全体の売上縮小は加速の一途を辿っております。

このような厳しい環境の下、三越伊勢丹HDSは、首都圏に次ぐ売上規模を誇る福岡エリアを重点エリアと捉え、競争優位性を維持向上させる方策を模索してまいりました。岩田屋に対しては、伊勢丹による平成14年の資本参加以降、人材投入、リモデル、システム統合などの打ち手を講じ、業績は順調に推移してまいりました。しかしながら、岩田屋も、昨年来の景気の急速な悪化を受け、前期（平成21年3月期）は、当期純利益が赤字に終わりました。また、来る平成23年には、博多駅前に大型商業施設が開業される予定であり、福岡エリアは新たな競争ステージを迎えることとなります。これらの環境変化を踏まえ、三越伊勢丹HDS及び岩田屋が競争に打ち勝つためには、お客さまの期待を上回る販売サービスやMD（営業施策）の提供を、これまで以上に高いレベルでかつスピーディーに実現することが不可欠となります。そして、その実現に向けては、三越伊勢丹グループの総力を挙げた支援と、福岡エリアにおける最適な意思決定をスピードを持って行うことができる体制の整備が必要であり、そのためには、三越伊勢丹HDSが岩田屋を完全子会社化することが最善の策であると判断いたしました。

岩田屋は、三越伊勢丹HDSの完全子会社となるのを機に、今後は三越伊勢丹グループの一員として相乗効果を発揮し、今まで以上に福岡エリアにおけるお客様満足の最大化に努めてまいります。具体的には、隣接する株式会社三越福岡店（以下「三越福岡店」という。）との連携を深め、一体運営を実施することにより、福岡エリアにおける最大規模の売上高を背景に、競合に負けない魅力的な商業施設作りを行ってまいります。また、両店舗間の人材交流や事務所・物流スペースの共同活用等により、業務効率を上げるとともに、店舗運営コストの大幅な削減を実現させていきます。

なお、岩田屋は三越伊勢丹HDSの完全子会社となりますが、ご愛顧を戴いております「岩田屋」の商号は現在と変わらず継続して営業を行ってまいります。岩田屋はもちろんのこと、三越伊勢丹グループ総体として、「岩田屋」・「三越福岡店」二つの店舗を長年ご愛顧くださる地元のお客さまに愛される「マイデパートメントストア」を目指し、同エリアの更なる発展に貢献できる店づくりを行ってまいります。

(2) 上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換により、その効力発生日である平成21年10月15日をもって、岩田屋は三越伊勢丹HDSの完全子会社となり、岩田屋株式は福岡証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て、平成21年10月8日付で上場廃止（最終売買日は平成21年10月7日）となる予定です。上場廃止後は福岡証券取引所において岩田屋株式を取引することはできません。

(3) 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

本株式交換の目的は、上記I(1)に記載のとおりであり、岩田屋株式の上場廃止そのものを目的とするものではありません。

岩田屋株式が上場廃止となった後も、本株式交換により岩田屋の株主（以下「岩田屋株主」という。）

の皆様が割り当てられる三越伊勢丹HDSの発行する株式(以下、三越伊勢丹HDSがあらたに発行し、もしくは発行済みの株式を「三越伊勢丹HDS株式」という。)は、東京証券取引所市場第1部(以下「東証第1部」という。)に上場されており、本株式交換後も東証第1部での取引が可能であることから、岩田屋株式を334株以上保有し本株式交換により三越伊勢丹HDSの単元株式数である100株以上の三越伊勢丹HDS株式の割当てを受ける岩田屋株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、334株未満の株式を保有する岩田屋株主の皆様には、三越伊勢丹HDSの単元株式数である100株に満たない三越伊勢丹HDS株式が割り当てられます。これらの単元未満株式については東証第1部において売却することはできませんが、岩田屋株主の皆様のご希望に応じて三越伊勢丹HDSの単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については下記Ⅲ1.(3)(注3)をご参照下さい。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いについては、下記Ⅲ1.(3)(注4)をご参照下さい。

なお、岩田屋株主の皆様は、上記I(2)「上場廃止となる見込み及びその理由」に記載の最終売買日である平成21年10月7日(予定)までは、福岡証券取引所においてその保有する岩田屋株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公平性を担保するための措置

本株式交換に係る株式交換比率については、前述のとおり、三越伊勢丹HDSの完全子会社である伊勢丹が岩田屋発行済株式総数の51.58%を保有している親会社であることから、その公平性・妥当性を確保するため、両社は、それぞれ、両社から独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考として検討・交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。なお、両社は、いずれも第三者算定機関からの株式交換比率の公平性に関する意見(いわゆる「フェアネスオピニオン」)は取得しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

利益相反を回避する観点から、岩田屋の取締役7名のうち、伊勢丹の執行役員を兼務している取締役1名は、岩田屋の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議には参加しておりません。

Ⅱ. 吸収分割について

1. 吸収分割の要旨

(1) 吸収分割の日程

吸収分割決議取締役会 (三越伊勢丹HDS及び伊勢丹)	平成21年6月16日(火)
吸収分割契約書締結 (三越伊勢丹HDS及び伊勢丹)	平成21年6月16日(火)
吸収分割の予定日(効力発生日)	平成21年10月1日(木)(予定)

(注)本吸収分割は、会社法第796条第3項の規定に基づき、三越伊勢丹HDSについては簡易吸収分割の手続きにより株主総会による承認を経ずに実施いたします。

また、本吸収分割は、会社法第784条第1項の規定に基づき、伊勢丹については略式吸収分割の手続きにより株主総会による承認を経ずに実施いたします。

(2) 分割方式

伊勢丹を分割会社とし、三越伊勢丹HDSを承継会社とする吸収分割です。

(3) 吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割において、分割会社である伊勢丹に対する割当ては行われません。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

三越伊勢丹HDSは、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において伊勢丹が本件事業に関して有する岩田屋株式を承継します。

(7) 債務履行の見込み

本吸収分割の効力発生日後における三越伊勢丹HDS及び伊勢丹の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

2. 吸収分割当事会社の概要（平成21年3月31日現在）

(1) 商号	株式会社伊勢丹 (分割会社)	株式会社三越伊勢丹 ホールディングス (承継会社)
(2) 事業内容	百貨店業	百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理ならびにそれに附帯または関連する事業
(3) 設立年月日	昭和5年9月30日	平成20年4月1日
(4) 本店所在地	東京都新宿区新宿三丁目14番1号	東京都中央区銀座四丁目6番16号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 武藤 信一	代表取締役会長 兼 最高経営責任者 武藤 信一 代表取締役社長 兼 最高執行責任者 石塚 邦雄
(6) 資本金	36,763 百万円	50,006 百万円
(7) 発行済株式数	220,356,581 株	387,859,022 株
(8) 純資産	140,179 百万円 (単体)	489,740 百万円 (連結)
(9) 総資産	328,837 百万円 (単体)	1,351,633 百万円 (連結)
(10) 1株当たり純資産	636 円 15 銭 (単体)	1,225 円 85 銭 (連結)
(11) 売上高	432,477 百万円 (単体)	1,426,684 百万円 (連結)
(12) 営業利益	14,697 百万円 (単体)	19,582 百万円 (連結)
(13) 経常利益	27,652 百万円 (単体)	35,052 百万円 (連結)
(14) 当期純利益	10,272 百万円 (単体)	4,683 百万円 (連結)
(15) 1株当たり当期純利益	46 円 62 銭 (単体)	12 円 08 銭 (連結)

(16) 決算期	3月31日	3月31日
(17) 大株主及び 持株比率	(株)三越伊勢丹ホールディングス 100%	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 6.25% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) 5.16% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 4G) 4.81% 財団法人三越厚生事業団 3.52% (株)オンワードホールディングス 2.41%

3. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する部門の事業内容

岩田屋に係る経営管理及び営業支援業務

(2) 承継する資産、負債の項目及び金額

資産	
項目	帳簿価額
岩田屋株式	6,259 百万円
合計	6,259 百万円

4. 吸収分割後の上場会社の状況

(1) 商号	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
(2) 事業内容	百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理ならびにそれに附帯または関連する事業
(3) 本店所在地	東京都中央区銀座四丁目6番16号
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 兼 最高経営責任者 武藤 信一 代表取締役社長 兼 最高執行責任者 石塚 邦雄
(5) 資本金	50,006 百万円
(6) 決算期	3月31日
(7) 今後の見通し	本吸収分割による三越伊勢丹HDSの業績への影響は軽微です。

III. 株式交換について

1. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

株式交換決議取締役会 (三越伊勢丹HDS及び岩田屋)	平成21年6月16日(火)
株式交換契約書締結 (三越伊勢丹HDS及び岩田屋)	平成21年6月16日(火)
臨時株主総会基準日公告(岩田屋)	平成21年6月17日(水)(予定)
臨時株主総会基準日(岩田屋)	平成21年7月2日(木)(予定)
株式交換契約承認株主総会(岩田屋)	平成21年9月7日(月)(予定)
岩田屋株式最終売買日	平成21年10月7日(水)(予定)
岩田屋株式上場廃止日	平成21年10月8日(木)(予定)
株式交換の予定日(効力発生日)	平成21年10月15日(木)(予定)

(注) 本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、三越伊勢丹HDSについては簡易株式交換の手続きにより株主総会による承認を経ずに実施いたします。

(2) 交換方式

三越伊勢丹HDSを株式交換完全親会社とし、岩田屋を株式交換完全子会社とする株式交換です。

(3) 株式交換に係る割当ての内容

会社名	三越伊勢丹HDS (株式交換完全親会社)	岩田屋 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る 割当ての内容	1	0.3
株式交換により 発行する新株式数	普通株式：6,692,186株（予定）	

(注 1) 岩田屋の普通株式 1 株に対して、三越伊勢丹HDSの普通株式 0.3 株を割当て交付いたします。ただし、伊勢丹が保有している岩田屋株式については、本株式交換に先立って行われる本吸収分割により三越伊勢丹HDSが保有することとなるため株式の割当ては行いません。

(注 2) 岩田屋は、本株式交換の効力発生日までに、その保有する自己株式を実務上可能な範囲で消却する予定です。本株式交換により発行する三越伊勢丹HDSの新株式数は、平成 21 年 3 月 31 日時点において岩田屋が保有する自己株式数（84,815 株）に基づいて算出しているものであり、今後修正される可能性があります。

(注 3) 本株式交換に伴い、三越伊勢丹HDSの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様については、三越伊勢丹HDS株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

①単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

三越伊勢丹HDSの単元未満株式を有する株主が、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、三越伊勢丹HDSに対しその有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

②単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

三越伊勢丹HDSの単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を三越伊勢丹HDSから買い増すことができる制度です。

(注 4) 本株式交換に伴い、三越伊勢丹HDSの 1 株に満たない端数の交付を受けることとなる株主の皆様については、会社法第 234 条第 1 項・第 2 項の規定により、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合はそれを切り捨てるものとします。）に相当する数の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付します。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 株式交換に係る割当て内容の算定根拠等

①算定の基礎

本株式交換の株式交換比率については、その公正性及び妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、三越伊勢丹HDSは三菱UFJ証券株式会社（以下「三菱UFJ証券」という。）を、岩田屋は大和証券株式会社（以下「大和証券」という。）を、それぞれの第三者算定機関として選定しました。

三菱UFJ証券は、両社について市場株価平均法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」という。）を採用し分析を行いました。三菱UFJ証券による分析結果の概要は以下のとおりです。

	評価手法	株式交換比率の評価レンジ
①	市場株価平均法	1 : 0.28~0.33
②	DCF法	1 : 0.26~0.41

三菱UFJ証券は、三越伊勢丹HDSについては、三越伊勢丹HDSが東証第1部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（本株式交換に関連する一部報道機関による憶測報道がなされた平成21年6月6日の前営業日の平成21年6月5日を基準日とし、平成21年5月7日から基準日までの1ヶ月間、平成21年3月6日から基準日までの3ヶ月間及び平成20年12月8日から基準日までの6ヶ月間の各取引日の株価終値平均）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して分析を行いました。岩田屋については、岩田屋が福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（上記同様の理由につき平成21年6月5日を基準日とし、平成21年5月7日から基準日までの1ヶ月間、平成21年3月6日から基準日までの3ヶ月間及び平成20年12月8日から基準日までの6ヶ月間の各取引日の株価終値平均）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して分析を行いました。

三菱UFJ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般的に公開されている情報等を原則そのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性について検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

大和証券は、両社について市場株価法、DCF法を採用し分析を行いました。大和証券による分析結果の概要は以下のとおりです。

	評価手法	株式交換比率の評価レンジ
①	市場株価法	1 : 0.28~0.33
②	DCF法	1 : 0.18~0.32

大和証券は、岩田屋については、福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（上記同様の理由につき平成21年6月5日を基準日とし、平成21年5月7日から基準日までの1ヶ月間、平成21年3月6日から基準日までの3ヶ月間及び平成20年12月8日から基準日までの6ヶ月間の各期間の出来高加重平均株価）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して分析を行いました。三越伊勢丹HDSについては、東証第1部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（上記同様の理由につき平成21年6月5日を基準日とし、平成21年5月7日から基準日までの1ヶ月間、平成21年3月6日から基準日までの3ヶ月間及び平成20年12月8日から基準日までの6ヶ月間の各期間の出来高加重平均株価）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して分析を行いました。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般的に公開されている情報等を原則そのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性について検証を行っておりません。また、両社

とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

②算定の経緯

三越伊勢丹HDS及び岩田屋は、上述の第三者算定機関から報告を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況・資産の状況・将来の見通し等を総合的に勘案して、両社で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、上述の第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

③算定機関との関係

三菱UFJ証券及び大和証券は、いずれも三越伊勢丹HDSまたは岩田屋の関連当事者には該当しません。

2. 株式交換当事会社の概要（平成21年3月31日現在）

(1) 商号	株式会社三越伊勢丹ホールディングス (株式交換完全親会社)	株式会社岩田屋 (株式交換完全子会社)
(2) 事業内容	百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理ならびにそれに附帯または関連する事業	百貨店業
(3) 設立年月日	平成20年4月1日	昭和10年5月8日
(4) 本店所在地	東京都中央区銀座四丁目6番16号	福岡県福岡市中央区天神二丁目5番35号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 兼 最高経営責任者 武藤 信一 代表取締役社長 兼 最高執行責任者 石塚 邦雄	代表取締役社長執行役員 速水 俊夫
(6) 資本金	50,006百万円	3,451百万円
(7) 発行済株式数	387,859,022株	46,246,500株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	17,352名(連結)	948名(連結)
(10) 主要取引先	株式会社三越 株式会社伊勢丹	一般顧客
(11) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 6.25% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 5.16% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口4G) 4.81% 財団法人三越厚生事業団 3.52% (株)オンワードホールディングス 2.41%	(株)伊勢丹 51.58% 岩田屋共栄会 4.76% 西九大運輸倉庫(株) 4.55% (株)みずほ銀行 4.07% (株)福岡銀行 4.07%

(12) 主要取引銀行	㈱三菱東京UFJ銀行、㈱三井住友銀行	㈱みずほ銀行、㈱福岡銀行
(13) 当事会社間の関係等	資本関係	三越伊勢丹HDSの完全子会社である伊勢丹は、岩田屋の発行済株式数の51.58%を保有しております。(※)
	人的関係	三越伊勢丹HDSの監査役1名は岩田屋の監査役を兼務しております。また、岩田屋の取締役1名は、三越伊勢丹HDSの完全子会社である伊勢丹の執行役員を兼務しております。
	取引関係	三越伊勢丹HDSの完全子会社である伊勢丹は、岩田屋に商品供給を行うとともに、百貨店全般に係わる支援を行っております。
	関連当事者への該当状況	岩田屋は三越伊勢丹HDSの連結子会社であるため、関連当事者に該当します。

(※) ただし、伊勢丹が保有している岩田屋株式については、本株式交換に先立って行われる本吸収分割により、三越伊勢丹HDSが保有する予定です。

(14) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円)

決算期	三越伊勢丹HDS (※1)	岩田屋 (※2)			
	平成21年3月期	平成18年9月期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
純資産	489,740	8,660	9,556	12,396	10,678
総資産	1,351,633	59,553	58,339	56,385	49,159
売上高	1,426,684	58,849	56,414	105,353	99,315
営業利益	19,582	668	1,346	1,251	205
経常利益	35,052	672	1,433	966	△1,348
当期純利益	4,683	692	889	414	△1,703
1株当たり当期純利益	12.08円	17.68円	22.69	9.46円	△36.90円
1株当たり配当金	14.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円
1株当たり純資産	1,225.85円	218.45円	241.26円	266.12円	229.07円

(※1) 三越伊勢丹HDSは株式移転により平成20年4月に設立したため、平成21年3月期のみ記載しております。

(※2) 岩田屋は、決算期変更に伴い、平成18年9月期決算は7ヶ月、平成19年3月期決算は6ヶ月間の決算です。

3. 株式交換後の状況

(1) 商号	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
(2) 事業内容	百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理ならびにそれに附帯または関連する事業
(3) 本店所在地	東京都中央区銀座四丁目6番16号

(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 兼 最高経営責任者 武藤 信一 代表取締役社長 兼 最高執行責任者 石塚 邦雄
(5) 資 本 金	50,006 百万円
(6) 純 資 産	未定
(7) 総 資 産	未定
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 会 計 処 理 の 概 要	本株式交換は、共通支配下取引等のうち少数株主との取引に該当する見込みであり、のれんが発生する見込みです。なお、のれんの金額は現時点では未定ですが、連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。
(10) 今 後 の 見 通 し	岩田屋は、既に三越伊勢丹HDSの連結子会社であり、本株式交換が三越伊勢丹HDSの連結業績及び単体業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

以上